

## 第 60 回道州制特区提案検討委員会

日 時： 平成 26 年 2 月 27 日（木） 15:00～17:15

場 所： 第 2 水産ビル 3 階 3G 会議室

出席者：

（委 員） 河西会長、菊池副会長、太田委員、岡田委員、岸本委員

（事務局） 総合政策部地域主権局 渡辺担当局長、渡辺参事 他

（事務局）

それでは、定刻となりましたので、第 60 回道州制特区提案検討委員会を開催いたします。

本日は、大変お忙しいところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

前回の委員会におきまして、今年度中に、あと 2 回の委員会を開催させていただくということでご理解をいただきましたので、今日開催となりました。

委員の皆様方には、大変お忙しい時期にもかかわらず、日程調整にご協力いただきまして、心よりお礼を申し上げます。

それでは、会長、議事の進行についてよろしく願いいたします。

（河西会長）

皆様、こんにちは。

それでは、本日の議事の大まかな流れです。まず、前回委員会で検討を継続されることとされた栄養士養成施設の指定事務について、管理栄養士との関係も踏まえて分野別審議による検討を深めていくこととし、次に、建築基準法に係る答申案の一項目を審議し、さらに議事の三つ目として、いままで手付かずであった平成 24 年度に寄せられた道民アイデアのうち、三項目について一次整理に入ってまいりたいと思います。

本日の委員会は、17 時を目途に進めてまいりますのでよろしく願いいたします。

本日の議事に入るにあたって、まず、前回委員会の審議結果につきまして簡単に確認をさせていただきますと思います。

参考として、お手元の席上配付資料をご覧ください。

前回は、まず、国から地方への事務・権限移譲等について、事務局から国の閣議決定である事務・権限の移譲等に関する見直し方針などの概要について報告がありました。

次に、移譲済み 4 事務関連項目等に係る検討事項として、資料 1 の No.7 から No.10 の 4 項目について、国の閣議決定を踏まえた検討を行い、No.7 の商工会議所法、No.8 の指定医療機関の指定、No.10 の HACCP の承認等の三項目を一旦検討終了とし、No.9 の栄養士養成施設の指定、一項目に関して継続検討とさせていただきました。

また、No.4 の分野別審議の乗合タクシー等については、一旦検討を終了し、No.5 の建築基

準法については、整理案を了承し、今回答申案の審議に進むということでした。

前回審議の結果の概要は、以上であります。よろしいでしょうか。

それでは、議事（1）分野別審議、栄養士養成施設の指定事務について事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

それでは、栄養士養成施設の指定事務についてご説明をいたします。

説明資料につきましては、資料 2 をご覧いただきたいと思います。

説明に入る前に今までの経過についておさらいをしておきたいと思います。

栄養士養成施設の指定事務につきましては、従前より移譲済み 4 事務関連項目等の一つといたしまして、栄養士だけを対象に検討を進めてまいりました。

ただ、前回委員会では、栄養士と同じく栄養士法及び栄養士法施行令に定められている資格でございます管理栄養士もあわせて、それらの養成施設の指定事務の移譲について検討が行われたということになってございます。

その際に、看護師など、各種資格者の養成施設の指定事務が一括して国から都道府県等に法定移譲されるというのとあわせて、栄養士・管理栄養士についても、本委員会で養成施設の指定事務の移譲について検討を進めてもいいのではないかといったご意見。管理栄養士養成施設の指定基準をクリアしたとしても、国の指定にあたっては、地域の適正配置といったような、何らかの裁量があるのではないかといったご質問、あるいは、道民にとってのメリットが描けるのであれば、モデル的に栄養士・管理栄養士を合わせて養成施設の指定事務の移譲についても提案検討する価値があるのではないかと、こういった様々なご議論があったことから、もう少し関連する情報等を整理した上で、より審議を深めるために分野別審議を継続することとされたというところでございます。

そこで、本日は、前回委員会の審議結果を踏まえまして、先に資料 2 の 1 ページから 6 ページによりまして、保健福祉部地域保健課の方から栄養士・管理栄養士の養成状況でありますとか指定基準などについてご説明をさせていただき、その後、事務局の方から資料 2 の 7 ページ、8 ページによりまして、道州制特区提案により国に権限移譲を求めていく場合の考え方などについてご説明をさせていただきたいと考えております。

それでは、地域保健課からご説明をお願いしたいと思います。

（保健福祉部地域保健課）

資料 2 の表紙をめくっていただきますと、裏面が 1 ページになってございます。

栄養士及び管理栄養士の養成状況についてということで、改めての確認です。

1 番は、それぞれの資格要件について整理をさせていただきます。栄養士につきましては、都道府県知事免許となっております。免許にあたっての要件は、栄養士養成施設に必要な知識及び技能を習得した者、一方、管理栄養士につきましては、厚生労働大臣の免許になって

おりまして、管理栄養士国家試験に合格した者で、更に受験資格が2点ありますけれども、一定の受験資格を持った方が試験に合格した者に与えられる免許ということになってございます。

前回のご審議の中で何点か、ここの部分がはっきりしないといった部分がありましたので、以下資料を整備させていただいています。

まず、栄養士と管理栄養士の役割の違いが、現場でどういうふうに違うのかわからないといったご意見があったかと思いますので整理をしてみました。

まず、栄養士・管理栄養士共に主な業務といたしましては、大まかに三つ類型を挙げました。一つが、傷病者に対する栄養指導。二つ目として、健康保持増進のための栄養指導、更に、給食施設等の栄養・給食管理といったような業務が主なものとして挙げられるかと思えます。

それぞれの業務に対応する施設の例としまして、一つ目の傷病者に対する栄養指導につきましては、病院ですとか老健ですとか特養といったものが挙げられます。二番目の健康保持増進は、特段病気があるわけではないという、基本的に健康な方に対する栄養指導ということになりますけれども、保健センター・保健所・学校・保育所・事業所といった施設がこれらに該当することになるかと思えます。更に、栄養指導といった観点、一つ目、二つ目とは目線が違いますけれども、一定の施設の栄養・給食管理ということで、上記1・2と重複する部分もありますけれども、学校・病院・老健・特養など、これらの施設が該当して、こういった施設で働いていらっしゃるのが栄養士であったり管理栄養士ということになります。

管理栄養士と栄養士の違いについて、右側の備考欄に整理をさせていただいております。一つ目の傷病者に対する栄養指導につきましては、医療機関であれば診療報酬、介護保険の施設であれば介護報酬といった部分で、管理栄養士が栄養指導を行った場合に診療報酬であったり介護報酬の加算が付きましますけれども、栄養士が行った場合には、そういった加算は付かないといった状況に違いがございます。

また、健康な方に対する栄養指導というふうな表現を先程させていただきましたけれども、例えば、医療保険者が行うことになっております特定検診、いわゆる、メタボ検診の指導の対象になった方、一定の改善が必要ですよといった方に対する個別の支援計画をつくるということ、こういった運動プログラムでやってみたらどうですか、食事改善を、栄養改善をこういうふうにしてみたらどうですかといった計画をつくるわけです。この計画を策定できるのは、管理栄養士等となってございますけれども、医師・保健師・管理栄養士というふうに規定がされております。栄養士につきましては、この計画を策定することができないということになってございます。

また、法令等によりまして特別な栄養管理が必要な一定規模を超える給食施設には、管理栄養士の配置義務があることになってございます。詳細につきましては、3の配置状況の説明で触れさせていただきたいと思えます。

今、申し上げましたとおり栄養士、あるいは管理栄養士が従事する施設には、様々ございます。3の表に整理してございますが、学校・病院・老健・福祉関係の施設・事業所・寄宿舎・矯正施設・自衛隊・給食センターと様々あるわけです。これらにつきましては、健康増進法の中で特定給食施設というものがございます。1回100食、または1日250食以上を提供する場合には、栄養士、または管理栄養士を配置する努力義務があるということです。ここは、またはとなっておりますので、栄養士・管理栄養士の差はないということです。

その下にある○印です。特別な栄養管理が必要な給食施設には、管理栄養士の配置を規定。これは、義務付けです。そういうことになってございます。

この特別な栄養管理が必要な給食施設は、具体的には、1回300食以上、または、1日750食以上ということになっております。具体的には、300床以上の病院ですとか老健施設、そういったものが主に想定されていることになっております。

表の下にございますとおり、管理栄養士の必置指定施設配置率、管理栄養士を必ず置いて下さいといわれている施設に管理栄養士が実際に置かれている率は、これは義務ですので、104施設あって100%ということになってございます。

更に、栄養士・管理栄養士の努力規定のある給食施設。これは、先程いいました特定給食施設です。これが1,836ございまして、76.4%。100%になっていないわけです。例えば、学校につきましては、すべてに栄養士さんが配置されているわけではない。例えば、給食を作るのは、センター方式になっていて、どこかでつくった物が、給食センター、あるいはどこかの学校でつくられた給食が配達される、配送されるといったような形式をとっているところもございます。

事業所などでは、一部、栄養士・管理栄養士が配置されていないところがあるという現状でございます。

次、4番目です。前回、指定基準について、裁量は、どれくらいあるのかといった話しもあつたと思います。

2ページ目に、別紙のとおりということで、具体的な基準につきましては、3ページから5ページまで、栄養士及び管理栄養士養成施設指定基準についてということで、国から示されている指定基準がございまして。ご覧いただきますと、内容としましては、教育内容に関する事項。具体的には、5ページにございます。講義の内容とか必要な単位数などが規定されてございます。これは、栄養士・管理栄養士共に規定されてございます。

3ページに戻っていただきます。教育内容の外に、教員に関する要件、講義を教える場合には、こういった要件を備えた人が教えなければいけないといったような教員に関する要件。

更には、次の4ページになります。番号で言いますと、栄養士については10番以降、管理栄養士については8番以降になりますが、その施設の施設及び設備に関する事項ということ。教室の大きさとか必要な設備等、詳細にわたって規定がされております。基本的には、この指定基準につきましては、都道府県に裁量の余地はないというのが現状になってござ

います。

次、5番です。養成の状況ということでございます。現在、道内には、2月の現時点で、管理栄養士養成施設が5校。いずれも大学になっておりますが、5校で定員395名。そして、栄養士養成施設が10校。この10校の中には、管理栄養士養成施設5校も含まれておりますけれども、10校で定員は400名ということで指定を受けてございます。この施設なのですけれども、全国的な傾向でもあるのですが、平成12年に栄養士法の一部改正が行われまして、管理栄養士は登録制から免許制に変更になった。あるいは、国家試験、受験資格が見直されたといったような頃を、この辺を前後しまして、栄養士施設数は減少、管理栄養士養成施設は増加といったような傾向になってございます。

栄養士と管理栄養士の違いといった部分で、例えば、診療報酬や介護報酬の加算があるとか、特定検診の際の計画立案には、栄養士ではなくて管理栄養士でなければならないといったようなことがありまして、こういった制度的な部分を背景に栄養士施設数が減少、管理栄養士施設の増加といった部分に繋がっているのではないかと考えてございます。

実際の卒業生、あるいは定員充足率といった部分を表にしております。栄養士施設につきましても、年々、大まかにいいますと、卒業生は減少傾向で、定員充足率も下がってきている。

一方の管理栄養士養成施設につきましても、ピークからは下がっておりますけれども、栄養士のような減少傾向は見られず、定員充足率は、概ね100%前後といったような状況になってございます。

先程、3の配置の状況で、管理栄養士の配置が義務付けられているといったような施設。あるいは、そこまでいなくても努力義務になっている特定給食施設。いずれも、管理栄養士・栄養士が足りないといったような状況にはなってございません。今後も、栄養士養成施設が、権限の移譲云々を別にして、どんどん増えていくといったような傾向にはならないのではないかと現状から考えてございます。

最後に、移譲によって見込まれる業務、具体的にどう変わるのかといった部分です。基本的には、6に簡単に整理してございます。施設数は、先程申しましたとおり、栄養士については10、管理栄養士養成については5校ということになってございます。まずは、指定に係る事務のほか、指定後の指導・監督というものがございまして、概ね、5年に一度指導・監督に入る。実地に入るということになっております。当然、5年に一度ですので、単純に5で割って、1年に、栄養士養成施設につきましても2校、管理栄養士養成施設については1校、指導・監督に入るということが必要になるかと思っております。

次に、内容変更の承認というのがあります。実は、それぞれの養成施設で定員、就業年限、カリキュラムの内容、教育内容、あるいは単位数といったものを変更する場合には、内容変更の届け出や申請をいただいて承認するといった事務がございまして、24年度の実績ですけれども、現在、届け出や申請の書類は道を経由して北海道厚生局に提出されておりますので、数を把握しております。24年度の実績で栄養士養成施設については6件、管理栄養士養成

施設については2件となっております。

学生数、それから卒業生の数につきましては、法により届け出が義務付けられておりまして、年1回これらについて届け出をいただくということになってございます。

なお、管理栄養士養成施設の変更の承認の手続きに関しましては、これらは、別途、現在厚生局になってございますけれども、厚生局のほか、学則に係わる場合につきましては、別途、文科省への手続きも必要になっているということになってございます。

前回の審議の経過の中で疑問点としてご提示いただいた内容につきましては、以上で説明を終わらせていただきます。

これらを踏まえて、現状どのように考えているかということで、少なからず現時点で、こういういった養成施設に係る事務の書類経由等を担当しております担当部としての意見を、6ページに整理させていただいておりますので順次説明をさせていただきたいと思っております。

まず、移譲する事務・権限が移譲事務以外の見直しを行う事務・権限と判断された背景についてということですが。

この度の栄養士養成施設の指定等の事務につきましては、当初、全国一律に移譲するといったような方向があったわけですがけれども、昨年12月の閣議決定におきまして移譲以外の方法で見直しを行うという方向が示されております。

また、管理栄養士の養成施設の指定等につきましては、当初から移譲検討の対象になっていないということになっております。この点に関しまして所管いたします厚労省の担当官に、どのような背景でこのような扱いになったのでしょうかという部分を電話で確認をいたしました。「その件については、閣議決定で示されたとおりで。それ以上でもそれ以下でもありません。コメントすることはございません。」という解答を受けております。

2番としまして、道内におけるニーズ及びメリット。移譲のニーズ及びメリットということですが。先程ご説明をさせていただきましたとおり、栄養士養成施設、管理栄養士についても同様ですがけれども、指定基準は、法の中で、法の施行規則、省令になりますけれども、全国一律に定められておりますので、指定基準を除く事務の移譲を受けた場合、指定、指導・監督といった業務が道の仕事として発生するわけです。過去に移譲されました調理師養成施設等の場合と同様に国の基準によっておりますので、判断に疑義が生じた場合は、国の協議を要するといったような現状にございますので、栄養士養成施設、管理栄養士養成施設についても同様に、道において事務が完結しない、判断権限がすべて道に渡ってくるわけではないといったことが予想されるわけでありまして。

また、指定基準は全国一律ということからしますと、道が独自の指定、指導・監督の基準を設けるといったことは、当然不可能でございます。道州制特区の制度自体が目指す北海道の活性化ですとか道民生活の利便性の向上に繋がるようなメリットというのは、現状では、見出せないのではないかと考えてございます。

また、業界の意向ということで、前回の委員会終了後、改めまして関係先でございます公益社団法人北海道栄養士会に対して意向の確認をさせていただいております。

国の方では、事務・権限の移譲等に関する見直し方針において移譲以外の見直しを行うといった判断がなされているというところを捉えまして、当面は、全国の養成施設と整合が図られた全国一律の基準に基づく指定、指導・監督を行っていただきたいということで、時期尚早な権限移譲は望みませんといったような解答を得てございます。

これらを踏まえました当部の意見としましては、現時点で移譲対象とされていない事務について、少なくとも地方分権を進める法律とその枠の中では、移譲対象ではないというふうになっておりますので、基本的には、道州制特区の制度の活用を図る上での明らかなメリットが示せれない上では、示されない限りは、国の段階において本提案が採択される可能性は、極めて低いのではないかと考えてございます。

先程もお話しました通り管理栄養士の養成施設については、現在、道内では5校全てが大学校となっております。また、全国的にも大学以外の専門学校が養成施設になっている例は、東京で3校、新潟県で2校、大阪府・京都府でそれぞれ1校といったような、極めて少ないような状況でございます。厚生労働省からの事務移譲だけではなくて、利便性等を考えますと、先程いいましたように学則等の問題もありますので、文部科学省からの事務の移譲。こういった部分も同一に行わなければいけない。そういった要素もございまして、移譲は、資料では適当ではないとありますけれども、少なからず複数の省にまたがる事務の権限移譲を考えていかないといけないということで、ハードルはより高くなるのではないかと考えております。

また、プラスαで、業界が北海道栄養士会の意向にもありますとおり、業界が望まない中、現状、この移譲に関しては、メリットが明らかでないというふうに私共は考えてございますので、今後、道州制特区提案といった上でのメリットを十分検討した上で判断をいただくべきではないかと考えてございます。

以上でございます。

#### (事務局)

長くなりますけれども、引き続き、事務局から資料2の7ページ、8ページについてご説明をさせていただきます。

7ページの一覧表でございます。栄養士及び管理栄養士の養成施設。これらを総称して、政令で指定養成施設と呼んでおります。この指定養成施設の指定に関連する事務権限の内、この度の提案検討で移譲を求めるべきものと求めないものについて網掛けでお示しをしたものがこちらの資料でございます。

具体的には、全国一律の資格水準の維持というのは必要なものですから、その観点から、先程も保健福祉部から説明があったとおり、No.4とNo.5、指定の基準につきましては、今回の移譲を求めるものとは異なるということで、移譲を求めないということで整理をいたしております。

それ以外の網掛けのされている指定や届出、指定取消など、こういった事務・権限につい

では、地域のことは地域が決定するという分権型社会の推進という趣旨から、一括して道への提案を求めていくべきではないかというのが事務局案でございます。これが移譲検討の対象でございます。

また、先程、保健福祉部からの説明にあったように、備考欄に付記をしております説明でございますが、栄養士法施行令におきまして、No.3の指定の申請、No.6の内容変更の承認にあたっては都道府県、申請書が都道府県を經由し、その場合に都道府県知事が必要な意見を付さなければならないということになってございます。

また、No.7、8、9の届出にあたっては都道府県が書類を經由しなければならないということでございます。

要するに、この指定・監督等の事務については、現行制度においても地方として一定の関与は行ってはきているということに留意をいただければと考えてございます。

次に8ページ目の資料でございます。仮に、国に提案していく場合を想定いたしまして、我々はポンチ絵と呼んでおりますけれども、これを叩き台として、事務局が作成をしてみたものでございます。

前回委員会では、栄養士だけではなく管理栄養士もあわせて養成施設の指定・監督の権限移譲について検討が行われたということで、その結果を踏まえまして、提案のタイトルでございます。栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限の移譲というふうにさせていただいております。

まず、本件をめぐる現状につきましてポンチ絵の上段に整理をいたしております。

一点目は、近年、高齢化社会の進行や健康に対する意識、食の安全・安心への関心が高まる中、栄養士及び管理栄養士の活躍がますます期待をされている状況であるということ。

二点目は、国が行っている指定養成施設の指定・監督等の事務については、先程7ページで説明したとおり、都道府県知事の經由や必要な意見を付すなど、今までも地方として一定の関与を行ってきているということ。

三点目は、昨年12月20日の閣議決定によりまして、看護師や理容師など、約30の各種資格者の養成施設の指定・監督等について、平成27年4月に各地方厚生局から都道府県の方へ事務・権限が移譲されることが決まっております。栄養士・管理栄養士につきましては、移譲以外の見直しとされておりますことから、継続検討のままとなっているところを、現状整理をしております。

このような現状から、本件の課題として導き出されたものが、ポンチ絵の中段にございます。

一点目は、当該指定事務に当たって、地域事情を熟知し、申請者により身近な立場で道も一定の関与を行ってきておりました。そうでありながら、最終的な指定権限が道にないということは、地域のことは地域で決めるという地方分権を目指す上での課題ではないかということが第一点でございます。

二点目といたしましては、栄養士・管理栄養士が移譲以外とされたことは、この度の国の

地方分権改革に残された課題ではないかというふうに認識をした上で、特に、食のスペシャリストとして期待される栄養士・管理栄養士に関連する権限移譲を求め、他の養成施設の法定移譲と合わせて道への一元化を目指すということは、食を重視する本道としても取り組むべき課題ではないかということ。これが二点目の果題でございます。

このような現状・果題を踏まえ、この提案によって目指すがたといたしましては、二重線の囲みで書いてございますが、道民の健康を食の面から支える栄養士・管理栄養士の養成施設を道が指定・監督するということが目指すがたでございます。

具体的な特区提案の流れということは、その下にありますポンチ絵の中段以降に整理したとおりでございます。

現状では、国、本道の場合には北海道厚生局の方で所管をしております各種資格者の養成施設の指定・監督等の内、先程もいいました看護師など、約 30 の資格については、国の分権改革によって道へ法定移譲されることになりました。

下の方に細い矢印で書いておりますけれども、これと並行いたしまして道としては、独自に道州制特区の提案によって国が移譲を認めなかった栄養士法に基づく養成施設の指定・監督等の移譲を求め、その実現の暁には、平成 27 年度以降に、これら各種資格者の養成施設の指定・監督等の事務・権限が道の方で、地域の方で一括して一元化してできるという姿を目指していくのがこの提案の趣旨でございます。

このような特区提案によりまして期待される効果などにつきましては、ポンチ絵の最下段にあるとおりでございます。申請者により身近な道が自らの権限に基づいて養成施設の指定・監督等を行うことによって、地域における更なる利便性の向上や栄養士・管理栄養士との連携強化が図られることで、最終的には、道民の健康づくりなどに資するものと期待できるのではないかというような効果をもって、この提案を行っていくべきではないかというポンチ絵になってございます。

私からの説明は、以上でございます。

(河西会長)

ありがとうございました。

それでは、只今の事務局からの説明についてご質問・ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。

(太田委員)

この件に関しましては、一旦、国の方で検討を止めている状況なのですけれども、そういう案件こそ北海道が先に権限を移譲されてやるというのが、非常に道州制特区的な、非常に美しい状況だと思うのです。私個人的には、是非、これを特区提案として進めていきたいと思っています。

保健福祉部にお伺いしたいのですが、6 ページの最後に、移譲に関してはメリットが明ら

かではないというふうにお考えです。これは、業界がおっしゃっていることなのか、保健福祉部としてメリットがないというふうにお考えなのか、その辺を聞かせていただけますか。

(保健福祉部地域保健課)

これは、業界がいつているからということではなくて、基本的には、私共です。

申しましたように、基準の部分の指定の移譲、事務の移譲を求めないということは、少なからず最終の判断、指導なり監督なりにあたって、指定についてもそうですけれども、最終的な判断の権限がないということになったときに、要は、仕事がおりにくだけという形になってしまうのではないかと。

少なからず管理栄養士も含めてということになれば、少なからず道だけで事務が完結しないといった場合に、利便性の向上というふうに言えるのだろうか。実は、管理栄養士の各種手続きに係る事務処理は、道州制特区という、基本的には、北海道にも厚生局があって、同じ区域に道と厚生局があるのだから、そこが変わるだけではないかというふうにイメージされるのです。

管理栄養士につきましては、実は、全国の管理栄養士養成施設に係る手続きについては、一括して関東信越厚生局で事務が行われています。ですから、そこから事務を、厚生労働省となりますけれども、実際には、関東信越厚生局が行っている事務を北海道の中で行うという部分になります。

実際には、道外まで行かないと事務処理が終わらないものが、道内だけで完結するという部分は、少なからず時間の短縮ですとかコストの節約、行政コストの逡減という部分でメリットはあると思うのです。

では、栄養士になろうとされている方ですとか、管理栄養士になろうとされている方。あるいは、養成施設をつくろう、より良いものにしていこうとされている方々にとってのメリットというのが、十分見えないのではないかと。

一定の部分で、事務的な部分では、簡素化はされるという部分はあるかと思えますけれども、北海道の活性化とか利便性の向上といった部分で、道州制特区が目指すところはそこだと思いますので、そこでの、行政機関同士の効率化とか、そういう部分ではあるのだと思うのですけれども、道州制特区が目指す活性化とか、そういった部分でのメリットが見えないのではないかと考えています。

(太田委員)

ご説明ありがとうございました。

7 ページを拝見しますと、今でも都道府県の意見をつけたりするものがあるので、そもそも北海道が関与しているのではないかということが 1 点。

もう 1 点は、北海道の事務こそ北海道で完結すべきではないかというところが道州制特区の肝だと思うのです。

保健福祉部の業務が増えて大変だったら申し訳ないと思うのですが。2 ページの 6 番を拝見しましても、それほど過剰に業務が発生するとはとれなかったものですから、私個人といたしましては、北海道の事務作業こそ北海道で完結すべきと思います。

国が北海道、栄養士・管理栄養士を含めて都道府県に権限を移すといったことが今後考えられる案件でありますので、それであるならば、早々に北海道として移譲していただいて、北海道の中で完結するようにすべきというふうに、それこそが特区ではないかと考えます。保健福祉部には、大変恐縮なのですが、特区の議論の肝というかテーマに関して、少し違う視点からご覧いただくとご理解いただけるのではないかと思います。ありがとうございました。

(河西会長)

ありがとうございました。

(菊池副会長)

大変丁寧な説明で、色々勉強させていただきまして、ありがとうございます。

この中で、今まで栄養士の基準の中になかったのかもしれないのですが、例えば、麦チェンとか米チェンとか、栄養学に関してなのか、先程おっしゃられた地域活性化なのか、よくわからないのですけれども、ただ、食の王国北海道として 200%の自給率の中では、例えば、こんなに色々なところに栄養士さんが配置されているのだなということ、学校給食ですとか病院の食事というところに、今までのお仕事の範囲ではなかったかもしれないのですけれども、栄養士さんが麦チェン・米チェン、道産品の扱いですとか、その加工品をどう考えるかとか。そのような新しい観点が必要になってきているのではないかというような気が、不勉強ながら思っていました。

講義の内容を見ると、確かに結構色々なことがあって、環境と健康というようなところがあって、おそらく、このような中に私は、北海道であれば北海道らしいカリキュラムですとか、新しい選定基準などが入るのが、これは、誰の責任なのかはわかりませんが、北海道としての栄養と地産地消・農業との関わりを、栄養士さんはエンドユーザーの直前ですよ、そういう意味では、もしかすると、レストランなどの民間業態の中ではコントロールしきれないかもしれませんが、その前段の栄養士さんの役割、管理栄養士さんの役割は、これから非常に大きいのではないかという気がするのです。

そういう意味では、もう少し勉強させていただきながら、できれば特区の中で、どういう形でおさまるのかはわかりませんが、検討できたらいいというのが私の意見です。

(河西会長)

ありがとうございました。

岡田先生、いかがですか。

(岡田委員)

今の菊池委員と同じような内容になるのですけれども、国の方で、色々教育内容等決まっている中で、どのように道の特色を活かすかというのは非常に難しいかと思うのです。やはり、地方の良いところは、異業種間の交流だと思うのです。栄養士さんであっても農業に興味を持つとか交流を持つなどして、例えば、白米ではなくて玄米を米の中に入れるとか、農家から直接お米を買って、そのような調理方法を取り入れていくとか。

なかなか具体的にはイメージできないのですけれども、そのような異業種間の交流を通じて道でしかできないような特色を出せるような教育内容を工夫できないかとも思います。

(河西会長)

ありがとうございました。

それでは、岸本先生から何かございますか。

(岸本委員)

確認したい事項と私見もあります。

先に確認事項です。資料3ページの栄養士養成施設、あるいは、管理栄養士養成施設の指定基準というものは、1点お伺いします。

これは、施行規則、厚生労働省令で定められたものを抜粋されている。根拠としては施行規則であるというように理解してよろしいですね。

もう1点は、5ページ目です。その施設で教えなくてはならない内容について単位数ですとか内容などが出ていて、これも基本的には全国一律規制だということ。したがって、指定基準というものを北海道独自にやるということは、なかなか難しいということである。それはそうだと思うのです。

教えていただきたいのですけれども、他方、この教育施設は、内容変更について届出制がとられているわけですね。

ということは、各栄養士養成施設ですとか管理栄養士養成施設というところで、これを当然最低限の基準としてクリアしつつ、やはり独自に教育を行っているのではないのかというように思ってしまうのです。

もし、これがナショナルミニマム、全国一律最低基準だとするならば、学校における教育内容にこれをクリアすれば、これプラス $\alpha$ で何かをやるということが認められているということであれば、そこに北海道が、いうならば、この最低基準というのは当然クリアした上で、その上で北海道が独自に食の問題などというところで北海道独自にこのようなこともやってほしいというような形で指定基準の上乗せ。及び、それに基づく指導・監督というものを行っていくという余地も一部、直ちに全面的に法令上、全く絶対に余地がないとは言えないのではないかと思うのです。

指定基準というところにまで踏み込まないというように仮定したとして、資料 7 ページで見るならば、網掛けしていない 4 と 5 の部分には、移譲を求めない。百歩譲って、そこまですたとして、問題は、網掛かっている 1・2・3 及び 6・7・8・9・10 という点です。

先程の保健福祉部の意見では、明らかなメリットを示すことが、必ずしもできていない。業界も望んでいないということで、極めてネガティブといたしますか消極的というように受け取られるご回答だったと思うのです。

他方で、こういう考え方はできないだろうかということですが。

看護師ですとか理容師というものについては、今回、いうならば移譲されてきたわけです。看護師・理容師だって、逆にいうならば、全国一律の基準でやっているわけです。それを国は、都道府県に移譲するといったわけです。

問題は、なぜ栄養士だけが除外されたのかということですが。

お伺いされたところ、それ以上でもそれ以下でもない、閣議決定だということ、ある意味では、国は合理的な説明をやっていないというようにも言えるわけなのです。

それからすると、少なくとも、この部分を明らかにしてくれというように北海道としては求めていくということが姿勢としてはあっているのではないかと。直ちに、全国一律だからといってメリットがないというのであれば、それをいうのであれば看護師・理容師だってそうだったのではないのかという形になってしまうわけです。

私の見解は、だからといって全部持ってくればいいとっているわけではない、仕事を増やせばいいのだとっているわけではないのです。他方で、北海道として、少なくとも今後、特区制度を使ってどう動くかといったときに、全国一律規制が特に必要である。その見地から権限移譲をやるのが、むしろ好ましくないということが合理的に説明されていない限り、そうではない限り地域に可能な限りおろしてくれという、そのメリットがどの程度証明されているということではなくて、少なくとも国が持ち続けるということに合理的な理由がはっきりしていない限り、都道府県ですらでもできる限りにおいてはおろしてくれというメッセージを国に発していくという、そういうスタンスに立つということもあっているのではないかと思うのです。

その意味では、確かに業界の意見も聞かないといけません。しかしながら、我々が見るべきは業界の意見だけではなくて、最終的には、道民にどういうメリットがあるかという視点こそが重要である。ある意味、言葉は悪いですがけれども、業界が望んでいなかったとしても、仮にメリットが明らかではないにしても、国が絶対にやり続けなくてはならないという合理的理由ができていないのであれば、なぜおろしてくれないのかという形でどんどんメッセージを発していくというスタンス。あるいは、そういう見地を持つことが、保健福祉部の方で持つことはできないのか。そのあたり、私の意見に対してどのようにお考えかを聞きたいのです。

事務局案では、推進したいというニュアンスがある。他方、その事務に携わっている保健福祉部では、どちらかというと消極的である。我々、答申する側としても北海道というもの

がどのようなスタンスでいくのかという共通認識を持っていた方がいいような気がしたので。後半は、私の一人意見なのですが、まとまりのない意見ですが、以上です。

(河西会長)

ありがとうございました。

保健福祉部から、岸本先生からの質問に関して回答があればよろしくお願いたします。

(保健福祉部地域保健課)

初めにお話がありました国が定める基準をクリアした上で、さらに道としての上乗せの基準も考えられるのではないかという部分です。

それは、あるのだと思います。

ただ、どういう観点でそういった基準をつくっていくかという部分につきましては、庁内で調整をしてやっていく。少なくとも私どもの部だけの判断でやることではない。副会長から麦チェンとか米チェンなどのお話もございました。そういう部分については、現在農政部が中心になってやっているわけです。水産業に関わる部分があれば水産林務部がそれぞれ関わっているわけです。

私どもは、健康増進法、あるいは栄養士法を所管する部として事務に携わっておりますけれども、たぶん上乗せ基準というのは、どういった観点から北海道として、まさにオール道庁として上乗せ基準を考えていったらいいのだろうか。道内における栄養士、あるいは管理栄養士の望ましいあり方はこうなのだという部分を、期待する役割はこうなのだというのを、全道庁として考えていって、その結論を出した結果、上乗せ基準というのは、あり得るのだと思います。

ただ、これは、権限移譲とは別の時限のお話ではないかと思っています。

少なからず基準は求めない。要は、国にあるまま基準を別に考えるということですから、これは事務の移譲があってもなくても、今でもできるのではないかというレベルの話ではないかと思っています。

業界云々という部分もありますけれども、事務・権限を国で持ち続けることが、国であることが必要だという合理的な理由がなければ、逆に求めていくべきではないかという後段のご意見につきましては、そういった部分も当然あってよろしいのではないかと思います。

私どもが考えているのは、少なからず今、事務の移譲にあたっては地方分権の推進・地域主権の推進という観点と、北海道活性化のための道州制特区を活用してという部分で、まさに国がNOと言っているからこそ北海道が求めていくというのが、この道州制特区の制度だという部分は、私どもは理解をしているつもりです。

一方で、国と都道府県との役割分担を考える地方分権の推進という観点の中で、移譲はしないよといった整理が閣議決定で一旦はついているわけです。そういった部分があるので、もう少し北海道の活性化などの部分で理由を説明しないと、事務の移譲については、事務の

移譲はしないという前提で我々は話を進めていきますからというのが国のスタンスなわけですから、そういった背景がある中では、道州制特区の北海道の活性化などという部分を前面に出したメリットが具体的に見えないと、今の時点で持って行っても難しいのではないかと。

道州制特区で出すのがだめだというよりは、今の時点では、十分メリットの議論が国に対してアピールしていく際に整理できないのではないかと。その部分は、もう少し時間をかけないと、メリットの部分を一蹴と打ち出していないと、そこまでいうならわかりましたというように首を縦に振ってくれないのではないかと考えています。

現時点では、業界の答えにありましたけれども、そこで使っているからというわけではないのですが、もう少し詰めてから持って行かないと難しいのではないかと考えているというのが我々のスタンスです。

(河西会長)

岸本先生、今のお答えに対しては、よろしいですか。

最後に私から質問をいくつかさせていただきたいと思います。

大学に所属をしているという立場で、うちの大学は、栄養士及び管理栄養士を養成する施設ではございません。

ただ、障害児のための支援教育などを行う養成施設として文科省や厚労省との折衝を見ていて、非常に大変だなというのがわかるころなのです。それで、いくつか質問をさせていただきたいと思います。

実際に、栄養士及び管理栄養士養成施設の指定基準の中身を拝見いたしますと、例えば、その養成施設で教える教員の資質・研究業績、そして、その教員が教える科目適合性なども、たぶん審査をするのではないかと考えています。

そういったことに関してかなり専門的な知識を持って判断をしないといけない。それが北海道に権限をもらってきたときに、道庁の保健福祉部さんを中心としてできるかどうかということが第1点の質問です。

第2点として、7ページの指定養成施設に係る移譲検討事務・権限一覧というところで見ると、全部で1から10まであげられています。この中で4と5は、移譲は求めないということにはなっていますので8つの項目です。

これに関して厚生労働省との交渉が必要なもの、それから文部科学省とのコミュニケーションが必要なもの、これを仕分けをしていただきたいと思います。

それに加えて、どの程度の専門性が必要かというのもお答えいただければありがたいです。

以上、2点の質問です。重い質問になってしまったかもしれませんが、いかがでしょうか。

(保健福祉部地域保健課)

教員の資質ですとか科目の構成といった部分、たまたまなのですけれども、栄養士ではなくて調理師の養成施設の件で、既に移譲されている調理師養成施設の関係で先日指導調査に入った際に、この方が必要な資格を持っている、研究業績があるからとか、そういった部分の確認をいった際に、書類が十分ではないのでちゃんと整えてくださいと。持ってきていただいて、このような内容でよろしいのでしょうかといった部分があったりします。

そのあたりについては、この基準よりさらに細かい部分については、国からQ&Aのようなものが出されていて、それが基準と一体となって運用されているといった実態がございます。それらについては、栄養士・管理栄養士についても、これまでのQ&Aが急に変わりますということもなかなかないということ。

さらにQ&Aを見た上でも危惧が生じる場合については、当然私どもの部署にも管理栄養士なりがいます。色々相談を受ける保健所にも管理栄養士は置いておりますけれども、最後は、関東信越厚生局に確認を照会して、回答をもらって対応しているというような状況ですので、少なからず移譲を求めない4と5といった部分に関する部分については、元々つくっているのが国である以上、そこに関する意義については、一定のものは私どもの専門職の方で対応できる部分はありますけれども、当然やりきれない部分もある。

曖昧なお答えになってしまいますけれども、少なからず私どもで十分対応しきれますというのはいきり切れないような現状にあるかと思えます。

厚労省だけではなく文科省に及ぶ部分といったところでは、管理栄養士に関する部分です。栄養士については、基本的には厚労省で完結するという部分になります。管理栄養士の養成施設の指定なり変更承認に関することにつきましては、文科省とのやりとりが事務の上で出てくるというような実態になってございます。

(河西会長)

ありがとうございました。

そうしますと、厚労省と文科省両方に相談に行かなくてはならないということが出てくると結構大変です。それを全部一括して北海道に権限移譲してもらえば非常に施設側としてはありがたいけれども、なかなか2つの省にまたがるのを全部一括して持ってくるというのは難しいですね。特に大学の設置基準等に関して、たぶん国が手放さない権限の一つではないかと思っています。それを、これに絡めてやろうとすると大掛かりなことになってしまいます。

そうしますと、厚労省だけで済むもので、実際に、ある程度、道庁内の専門家の方々でできる部分が多い。その部分だけ権限を移譲してもらおうというのは可能なのでしょうか。

具体的にいうと、栄養士の指定養成施設に関わる権限の移譲であれば何とかできるというような感触を受けたのですが、いかがですか。

文部科学省が関わってくる管理栄養士の方は置いておいて。

(北海道保健福祉部)

実態として、現状でいけば、栄養士・管理栄養士と、医師・歯科医師・薬剤師を除けば、基本的におりてくる方向にありますので、できるかできないかといえ、やればできますので、できるということにはなろうかと思えます。

ただ、いずれにしても、一つどうなのかと思うのは、先程道内に栄養士の養成施設は10校あると申しました。そのうち5校は、管理栄養士養成施設であるから栄養士養成施設でもあるといったような実態になっています。そういった部分をどう考えるのかというところはあるかと思えます。完全に管理栄養士養成施設と栄養士養成施設は分離しているわけではないので、兼ねているものもございまして、そのあたりがどうなのかといったところはあるかと思えます。

(事務局)

先程、保健福祉部からも説明がありましたけれども、たまたま管理栄養士に関しては、北海道では大学しかないということです。制度としては、専門学校もあり得るわけなのです。権限を分けるときに難しいところです。大学の場合は、もらわないということでの分けになると思うのです。だから、そういう提案が、難しいのではないかと思うのですけれども、文科省に係るものは除くというような提案の仕方をしなければならないのかとは思っています。

技術的に難しいのではなかろうかという、提案として栄養士法に基づく養成施設をもらうのだけれども、ただし文科省が関わるものについては除きますというような仕組みの提案になるので、どういう形で法的なものを整理するかということを考えなければならないかという気がします。

(河西会長)

例えば、道内で、専門学校で管理栄養士を養成している施設はないわけです。そうしますと、道州制特区で持ってくるときに、栄養士だけを養成している施設に係る権限を移譲してくれというような言い方であれば、管理栄養士の・・・。

(事務局)

そのときに栄養士は大学で養成している部分もあるので、栄養士もそこは二つに分けなければならないです。

(岸本委員)

私は、無理に、先に結論ありきで、何でもかんでも監督権限を移譲すべきだという結論ありきで申し上げているわけではありません。

1点だけ、仮に、この審議会でどういう結論に達するにしても、論点をクリアにしておきたいというのが私の立場なのです。

栄養士、あるいは管理栄養士以外に典型的には、看護師について都道府県に権限移譲がされるわけです。では、看護師の場合はどうなのかというと、例えば、大学の看護学部でやっているところが他方ではあるわけです。特定の大学名を出すわけではないですけども、あります。看護学部というかどうかはともかくとして。

それをいうのだったら、理容師は違うにしても、看護師という各種資格者の養成施設というものが、大学と専門学校等にまたがっているケースというのは他にもあるわけなのです。

そうだとするならば、私は、その説明の仕方として、大学と関わるから、あるいは文科省と厚生省に関わるからといったら看護師だってできないはずだということ。私の単純な思考だったらそうなるわけです。

ところが、一方でやっている。他方で栄養士・管理栄養士についてはやらない、あるいは消極的だというのであれば、その結論結論でいいのだけれども、別の理由付け、あるいは別の根拠付けがあって初めて今回は見送ろう、あるいは、今回は完全に断念しようということになると思うのです。その部分の検討をすることなく国が、移譲は、今回管理栄養士等についてはしないという、これを前提にしてしまっているのかということをお聞きしているだけなのです。

そうではなくて、やるのだということが政策的判断であるならば、逆にやめようということも政策的判断だと思うので、どちらをとったとしてもいいのです。議論の上では、その部分を踏まえた上で、何らかの一定の結論に導いた方がいいのだらうと思ったもので、噛みついていていけないのですけれどもこだわっているところがあります。

それ以上に看護師などとは違って、栄養士、あるいは管理栄養士に対する需要というところを考えたときに、そこまでやる必要はないという判断があってはいけないとも思いませんので、そこを委員の方々の総合的なご意見。現実には、事務量と、それを受けとめる事務体制との関係で費用対効果というものも総合的に政策判断を北海道としてもしていかないとはいけません。そこで落としどころを探るとするのが一番妥当なのではないかと思うのです。

だから、保健福祉部さんのおっしゃっていることもわからないわけではありません。説明の仕方、あるいは落とし方というところがある。そうでなければ今後、もしこれが再燃したときに議論がおかしくなるのではないかと。止め方には止め方、落とし方、ストップの仕方があるだろうと思っている次第です。

(河西会長)

ありがとうございました。

今、岸本先生がおっしゃっていることは私も非常に同感で、看護師と管理栄養士、どちらが仕事として難しいかとか、そのような判断は別として、なぜ看護師の権限がおりてきて管理栄養士がおりてこないのかというのは、非常に不思議なところですね。

そこをクリアしないままに本棚に入れるのも、我々としては議論をし尽くしたとは言

切れない。また、委員の皆様のお話を聞く限り、北海道としてこういった権限をもらってくることが、結果として北海道の活性化につながっていくというようなお考えをお持ちの委員が半数以上を占めています。

したがって、いかがでしょうか。この案件に関しては、継続審議ということで、岸本先生が非常に疑問とされている、なぜ権限が管理栄養士・栄養士に関してはおいてこないのかということをご説明いただいた上で、この審議会で議論をするというのはいかがでしょう。

太田委員、お願いいたします。

(太田委員)

先程の保健福祉部さんのご説明では、国に聞いても、ただ、そういうことになりましたということなので、そちらのところを明らかにするのは大変難しいのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

(河西会長)

そうすると、道州制特区で提案をしてみて、その回答をしてもらおうというやり方も一つはありますね。

局長、いかがですか。

(事務局)

太田委員に言っていただきました。

(岸本委員)

長々と私が一番しゃべっているようなのですが。

同じように、国に問い合わせをいただいた上で、国が閣議決定の結果、それ以上でもなければそれ以下でもないと言っているわけですから、それ以上突いたところで何も出てこないだろうというのは私も同感です。

それをもって、仮に合理的説明ではないではないかというのは、北海道に対して言うわけではなくて、言うべきは国にという形になると思うので、板挟み状態になるだろうというのが私の意見なのです。そこまで国を責め立てると言っているつもりではないのです。

問題は、落とし方なのです。この委員会で今回どこまでどういうスタンスで話をどこまで終えるか、あるいは、継続審議をかけるかということの判断の仕方だと思うのです。

一つのやり方としては、少なくとも移譲以外の見直しとされた。ここは、合理的理由がないなというところは、とりあえず共有認識をしておく必要があるというのが1点です。

なお、国において継続検討すると言っているわけですから、一つのやり方としては、その経緯を見守りながら、他方で、そこでも何か合理的理由がないということであれば、今後、

再度しまっておくというよりは、いつでもこの問題を審議できる体制を共有しておいた上で、とりあえずは、議論を終えるという判断も審議会としては、そういう判断も政策的にはあり。

他方では、押すという判断もあっていい。これを共有していただければいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

(菊池副会長)

岸本委員がおっしゃられたことに非常に近い感じを持っています。

先程と重複になるかもしれませんが、今までと違う栄養士の役割というのがある。前の会議で申し上げたのですが、置戸町でしたか、学校給食で素晴らしい活動をしている方がいらっしゃる。他方では、これまでと同様の学校給食が出ているところがある。これは、今回の話とピッタリ一致するかどうかはわかりませんが、スタンダードが決められていないような印象を持っています。

今、北海道が食といったようなことになったとき、学校給食や高齢者介護、病院の食事ですとか、そういうところの基準の底上げといいますか、皆の認識の共有化といいますか、そういうものが必要だという認識が私にあって、それは、北海道のこちらの部署ではどのように扱われるのかわからないですけれども、少なくとも北海道の方針の中にそれはあるだろうと私は思っています。

ですから、保健福祉部様の見解で、先程北海道の活性化といわれている中の大きな底流の中に最後の砦として栄養士さんがあるのではないかというような印象があります。

そこは、今、岸本委員が言われたように、何かどこかとの比較論ではなくて、北海道の意志を明らかにするというような、委員の言葉を借りれば押していくというようなポジションで、私の頭の中では整理できているのです。

余計なことかもしれませんが、ありがとうございます。

(河西会長)

ありがとうございました。

それでは、時間もかなり経過いたしました。色々議論をしてきました。ここで、この案件に関して一定の我々の結論を出していきたいと思います。

まず、この案件を答申に向けて整理案としていくことをしたいという委員の方、いらっしゃいますか。

太田委員と菊池委員。岡田委員はいかがですか。

わからない。

岸本委員は、いかがですか。

(岸本委員)

私は、どちらもありだという整理の仕方なので、これを完全に今後引出しの中に入れてしまうというのはあれかなと思います。だからといって直ちに答申に向かって突っ走るといふふうに議論が成熟しているとも思わないので、その意味では、次回というわけではないですけれども、継続的には、常に考えておくべきものではないか。国の動向を見ながらというようには思っています。

逆にいうならば、いつでも北海道のメリットが打ち出せるからという形で準備をしておくというのはあっていいのではないかと思います。それが直ちに答申という形で結びつかなければいけないかといったら、まだ議論は続けていってもいいのではないかという意味において、非常に玉虫色の答えになるのですけれども。そのような処理の仕方はないのですか。

答申に向かって突っ走るかどうか。

(事務局)

色々状況はあるのですけれども、事務局的な立場から言わせていただきますと、しばらく国に提案していないということもございます。

今までもあったのですが、国の検討を待っている間に、国に先を越されたり、そういうこともありました。私が事務局として思っているのは、国が、今後継続して検討していくといっているわけで、特区の提案の意義としては、北海道のためだけというよりも、全国的に分権を進めるという意味合いもあります。

では、その検討にあたって北海道だけ試しに先にやらせてみて、それによって支障があったとか、これはおろせないということであれば、それは全国的におろすということはやめる。北海道から取り上げていただいても結構だと。

北海道でうまくやれたとしたならば、それは全国的にもおろせるのではないですかという、特区として分権の先兵といいますか、そういう役割も一つあると思っていまして、そういう役割を果たすこともある。事務局的には、このように考えています。

(河西会長)

ありがとうございます。

最後に私の意見です。

今、局長がおっしゃったように、道州制特区の理念というのは、やはり北海道が先んじて国から権限をもらって、そして、地域づくりを進めていこうということなので、今回の案件に関して国としてのお考えがある。また、それに保健福祉部の皆さんが、ある種従わなくてはならないというところはあるかもしれないのですが、可能であれば権限をもらってきて、そして試行的に始めて、それがうまくいけば全国に広がっていく。もし、だめであれば、そこで違ったやり方にはなっていくのかなとは思っています。私としては次回整理案に向かってまとめていっていただきたいとは思っております。

今、委員の皆様それぞれからご意見をいただきました。岡田先生から何かありますか。わかりました。

そうしますと、整理案に向けて行ってほしいというのが3名、そして本棚に仕舞うわけではないし、整理案にするわけでもないけれども、いつでもというようなことで、その中間あたりが岸本先生のご意見ということで、審議会としては、次回整理案の準備をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

岸本先生から何かありますか。

(岸本委員)

整理案にというのは当然ありだというのが私の見解なので、整理案で当然反対するつもりはありません。

(河西会長)

ありがとうございました。

では、こちらの案件に関して次回整理案の準備を事務局をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

非常に議論が白熱したので、既に1時間20分以上が経ってしまって申し訳ございません。

それでは、次の議事ということで、建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲について答申案の審議に入っていきたいと思います。

前回の委員会においては、整理案の形で答申に向けた実質的な審議を既に終えており、この場では、答申の最終形として決定したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局から答申案の説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料3に基づきましてご説明いたします。

今、会長からお話がありましたとおり、今回は、答申案ということで最後の審議となります。

本件は、昨年11月の委員改選前から審議をしていた事項であります。新たに11月から委員になられた皆様にとりましては、いわば途中から審議に関わったような形となっております。そこで、今一度、本件におきまして移譲を求める権限とはどういうものか、そうした基本的な部分も含めまして簡単に全体像をご説明させていただきます。資料3の3ページをご覧くださいと思います。

最初に、移譲を求める権限ということで、特殊な構造方法を用いた建築物や、新しく開発された材料・設備等の中には、建築基準法令に定められた一般的な基準ではなく、高度な方法を用いて性能を検証するものがある。つまり、建築基準法令では予定していない、建築基

準法令では満たされないような特殊な構造、前例がないような材料、こういったものでございます。これにつきましては、個別に国土交通大臣が認定する制度というものが設けられております。この権限を北海道知事に移譲するというものであります。

次に、性能評価業務についての欄です。国土交通大臣の認定申請は、事前に性能評価という審査を受けてからでなければできません。性能評価業務を行うことができるのは、国土交通大臣の指定を受けた法人に限られます。つまり、審査には高い専門性を要しますので、事前審査を義務付けるとともに、審査する機関も大臣の指定されたところに限定しているということでもあります。

指定性能評価機関は、現在全国に26ございます。道内にありますのは、北海道立総合研究機構の一つのみでございます。参考に全国の26の法人は、4ページに載せてありますのでご参考にしてください。

下の性能評価業務の標準的な流れでございます。左側の事前協議から性能評価などの手続きを経まして、最終的には、国土交通大臣に認定申請をするということになります。この期間は、概ね3ヵ月から5ヵ月くらい要します。

さらに、右側の国土交通大臣の認定申請をしたあと、認定されるまでの日数をプラスしますと、全体でだいたい半年程度を要するということになります。

これが基本的な部分でございます、次に2ページをご覧ください。これは、移譲によりまして現行と移譲された後を比較した新旧対照表でございます。

これは、前回の委員会におきましても整理案としてお示したところでありますけれども、上のイメージ図については、前回お示したものと変更はございません。下の法令制度は、今回最後ということで道庁内の担当部局であります建設部局とも最終的に相談しまして、少し表現をコンパクトにしました。

左側の方です。現行は、北方建築総合研究所が行っている性能評価業務は、建築基準法等の規定に基づき、国土交通大臣が認定事務を行っている建築基準法というものが根拠になっております。

それに対しまして権限移譲後は、道州制特区推進法においてということで、2行目のところで、北海道内に所在する性能評価機関が行う性能評価業務の範囲に限り対象を限定しまして、これにつきましては、北海道知事が認定事務を行うことができることとする。つまり、国交大臣も現行通り認定できますし、それに加えて北海道知事も認定を行うことができる。両方できるという形に整理したところでございます。

なお、ここにお示しておりますのは、あくまで法令整備上の考え方でございます。実際に法律に書かれる文言というのは、この考え方に沿って国などと協議いたしまして精査調整してまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

(河西会長)

ありがとうございました。

前回の整理案から変わったところを中心にご説明いただきましたが、委員の皆様、いかがでしょうか。

今回の答申案ですが、これで問題がなければ答申をしていくということにつながっていきます。

太田委員は、よろしいですか。

私もザッと読んだ限り、特に問題になるところはないと思っておりますので、この答申案で最終決定でいいかと思っております。

他の委員の皆様、いかがでしょうか。菊池委員もよろしいですか。岡田先生はよろしいですか。岸本先生、よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、今回の答申案を最終決定とさせていただきます答申することとしたいと思います。

それでは、次の議事3です。本日は、これまで未審議であった平成24年度の道民アイデアのうち、次第にある3項目の1次整理をしていきたいと思えます。

これは、道民の皆様等からいただいた提案が答申に向けた分野別審議により検討をさらに深めていくべき案件なのか、または、現行法令等に対応可能などの理由により第1次整理として一旦検討を終了すべき案件なのか、その対応について検討し、分野別審議の前にその後の取り扱いの方向を定めていこうとするものです。

本日の第1次整理の進め方について説明をさせていただきます。3つの検討項目を一括して審議をするのではなく、1項目ずつ審議を進めてまいりたいと思えます。

まず、事務局から検討項目に関する説明をしていただき、委員の皆様において質疑・意見交換を行っていただき、その項目について現時点での一旦検討終了として第1次整理をするか、もしくは、さらに議論を深める必要から分野別審議へ進めるか。その対応方向についていずれかの結論を得てから次の検討項目に入っていきたいと思えます。

それでは、事務局から検討項目の一つ目、農業委員会の共同設置を可能とする特例措置について、説明をお願いいたします。

(事務局)

農業委員会の共同設置を可能とする特例措置ということで資料5の1ページ目でございます。

道民アイデア整理表に、アイデアの概要がございます。

一定の農地面積を有していれば、市町村の規模に関わらず市町村単独で農業委員会を設置しなければなりません。ですので、小規模市町村にとりましては、農業委員のなり手不足や事務的、財政的な負担等の面から、委員会の運営は非常に厳しい状況でございます。

こうしたことを踏まえまして、複数の市町村で農業委員会を共同設置できるようにしてはどうですか。あるいは、農業委員会の設置基準を改正できないでしょうかというアイデア

でございます。

先に結論を申し上げますと、私どもでは、第 1 次整理ということにさせていただきました。

その理由といたしましては、市町村の農業委員の選任は市町村に係る事項であり、道として移譲を求める権限がないため道州制特区提案にはなじまないという判断により、一旦終了という扱いでございます。

この提案内容についてかみ砕いて説明をさせていただきます。

2 ページ目です。農業委員会の設置基準のところでございます。農業委員会は、農業委員会等に関する法律に基づく市町村の行政委員会です。この行政委員会というのは、他に教育委員会ですとか選挙管理委員会などと同じものがございます。原則として市町村に一つ設置しなければなりません。

ただし、例外がございます。農地がない市町村ですとか農地面積が小さい市町村は、委員会を置かなくてもよい。逆に農地面積が非常に大きくあるところは、一つの市町村で二つ以上の農業委員会を置くこともできます。

下の方に農業委員会の設置状況というところがございます。全道に 179 の市町村がございますが、そのうち 169 の市町村で農業委員会を設けております。農業委員会の数は 170 です。これは、北見市で二つの委員会を設置しているためです。北見市が平成 18 年に合併した際に二つ設けたものであります。未設置の市町村は、室蘭市他、10 の市町村です。

逆に農地面積が 800 ヘクタール以下というのは、農業委員会を設置しなくてもいいラインで、設置は義務付けられていないのですけれども、設けていますのは小樽市など、これも 10 の市町村があるということでございます。

次に 3 ページでございます。これは、農業委員会の委員の数です。市町村長の選任による委員と選挙による委員ということで大きく二つに分かれます。ここで問題になっていますのが、選挙による委員でございます。

これは、40 人を超えない範囲で市町村の条例で定めるとされておりますので、それぞれの市町村で委員の数というのはバラバラです。道内で一番多いのは旭川市 40 人、一番少ないのは乙部町の 6 人でございます。全道を平均しますと 14 人となっております。

この選挙による委員が農業委員会の共同設置に関してネックとなっているところです。それにつきまして 4 ページでお話しします。

農業委員会の共同設置に係る関係法令を並べたものです。まず、地方自治法 252 条の 7 の第 1 項です。線の引いているところをご覧ください。普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して第 138 条の 4 の第 1 項に規定する委員会を置くことができるということになっております。

第 138 条の 4 の第 1 項に規定する委員会、もしくは委員というところに農業委員会が含まれます。

そこで、この地方自治法 252 条の 7 の解説した逐条地方自治法という本がございます、

全国の自治体の職員が非常に参考にしている書物です。これの解説が 5 ページの上のところにあります。

これによりますと、2 行目の中段のところ。「本条に基づく共同設置ができるのではないかとする向きもあるが、これらの公選の委員を共同設置した場合の選任方法については、別段の規定がない。よって現行法上は、これらの共同設置は予定されていないと解される。」ということです。

その続きで、これらの共同設置を認めるためには、下の線のところですが、公選の委員の選任手続きを特に規定しなければならないと整理しております。

従いまして、こうした地方自治法の解釈上は、共同設置というのは予定されていないという部分もありまして非常に特区で提案していくというのは難しいのかなと考えております。

先程のアイデアの整理表の 1 ページ目に戻っていただきます。そもそも本件は権限というものが見えにくいものでありまして、地方自治法で定めがありまして、さらに農業委員の選任は市町村でやっているものであります。よって選任方法を道独自に設定するというとなかなかうまく結びつかないという部分がございます。こういったことを総合的に勘案いたしまして 1 次整理とさせていただきます。

以上でございます。

(河西会長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明に関しまして委員の皆様からご意見・ご質問があればよろしくお願いたします。

農業関係は、岡田先生がご専門かと思いますが、いかがですか。1 次整理ということで農業委員会の共同設置というのは難しいという判断です。

(岡田委員)

質問なのですけれども、市町村ごとに原則として一つ設置するというようなこの基準というのは、どこにある基準ですか。地方自治法の基準なのでしょうか。

(事務局)

これは、資料の 2 ページ目のところです。2 ページ目の中段に、農業委員会の設置基準とございまして、真ん中ぐらいにカッコ書きで、北海道内の市町村は 800 ヘクタール以下とございます。この 800 ヘクタールというのが一つのラインになっておりまして、これを超えた場合は、どんなに人口が少ない市町村であっても農業委員会を設置しなければならないということで、農地面積で設置義務が定められております。

地方自治法ではなくて農業委員会等に関する法律です。

(岡田委員)

新しく農業に参入しようとしたときに、この農業委員会というのがハードルになってなかなか農地を取得できないということがよく言われているのです。そういうことに風穴を開けるという意味で広域で農業委員会を設置するのはいいのかなと思って、何か特区として提案できることはないかと思って質問をさせていただきました。

以上です。

(河西会長)

ありがとうございました。

岡田先生の後段のお話に関しては、アイデアの概要に書いてあります。例えば、農業委員会の設置基準を改正するとか。それは、果たして可能なのでしょうか。

1 ページ目に書いてあるようなことというのは、事務局としては難しいという判断なのだけれども、あえてそこを、どうしたらできるかというのが岡田先生がお知りになりたいことだと思います。

(事務局)

これを変えたとしたら、法律自体を変えるか。方法としては、面積の基準です。面積の基準は、北海道の場合は 800 ヘクタールという基準について、それをどうするかということ、変えるという手法としてはあると思います。

ただ、留意事項であるのですが、どれぐらいの市町村のニーズがあるのかというのが、まだ具体にはつかんでいない状況でございます。

対応方向でお示ししたのは、求める権限ではないのでということですが、考え方としての話としては、アイデアの概要にありますとおなり手不足ですとか、そういった状況からすると当然出てくる提案なのではないかと思っています。特区としての提案としてのことを説明させていただいたということになっております。

(河西会長)

そうしますと、例えば、北海道の農政部が中心になってこの法律を変えてくれとか、北海道の基準を変えてくれ、そのようなことを農水省に陳情して変えてもらうような方法というのが考えられるということですか。

(事務局)

一番のネックが選挙によって選ばれるというところでございます。選挙によらない農業委員会という制度をつくるということになると思うのです。

選挙になると選挙のルールを定めさせていただきますということになるのですが、そのときに農業委員会は北海道の組織ではないので、なぜ道が市町村の農業委員会の設置のルール

を受けるのかというところの説明が難しく、市町村が直接自分たちの農業委員会の決めるルールを移してくれというのだったらまだ説明はしやすいのだと思うのです。何せ道庁の組織とは違うものだというのが特区の提案としては厳しいかと思っております。

(河西会長)

ありがとうございました。

農業委員会には色々お話ししたいことがありますね。

(菊池副会長)

今回の提案とは直接関係ないかもしれないのですけれども、例えば、農業者の新規参入ですとか様々なことが農業委員会を中心にあるのです。その運用というのは、国で決められているのか、どこで決められているのかわからないのですが、新規参入の最低なヘクタール数の設定ですとか、私もはっきりとはわからないのですけれども、今、岡田委員が言われたことは、もしかしたら違う提案にも結びつくような重要なことかもわからないので、そこら辺は私も勉強してきます。

農業委員会の運用方法と農業委員会の基準というのは、どこで決められているのかということを思いました。

そういうことで、先程のご意見を大切にできないかなということで。今のこととは直接関係ないのですけれども。

(事務局)

この農業委員会の仕組みというのは、国の規制改革の中でも色々取り上げられている課題です。ここで第1次整理ということではなくて、どのような状況にあるのかということ調べさせていただいて、次回以降、整理できた段階でご説明させていただきたいと思います。国の色々な検討の動向などもあるでしょう。これは、単純に農業委員会をなくすというのではなくて、一つの市町村でやるとつらいので、なり手もないということもあって、広域でやりたいという提案なのです。農業委員会がどういう仕事をしていて、どういう立場にあるのかということは、次回以降調べさせていただきます。

(河西会長)

ありがとうございました。

今、局長がご説明されたように、現時点では1次整理というわけではないけれども、我々に情報提供して、今後道民提案を違った形で特区提案にできないか。そのような検討の機会をいただくというようなことで、今回この案件に関しては取り扱わせていただければ幸いですか。

ありがとうございます。

それでは、事務局にはお手をかけて申し訳ありませんが、是非色々調べて情報提供していただければと思います。

それでは、次の案件に関して説明をお願いいたします。

(事務局)

続きましては、保険料の特別徴収の対象となる年金の選択制導入というアイデアでございます。資料6に基づきましてご説明いたします。

資料6の1ページ目、道民アイデア整理表の上のところですか。アイデアの概要です。

後期高齢者医療制度、これは、75歳以上の方などを対象とした医療制度であります。この後期高齢者医療制度の保険料を年金から天引きする場合、差し引かれる年金の優先順位が決められている。被保険者の任意で変えることができない。被保険者というのは、保険料を支払う方です。

また、天引きの対象となる年金は1種類と決められております。

このため、複数の年金を受給している場合、支給額が少ない年金が支給額が多い年金よりも優先順位が上になる場合がある。そのせいで天引きの対象とならない。そこで優先順位に関係なく天引きできる年金を、その被保険者の方のそれぞれの事情に合わせて選べるようにできないでしょうかというアイデアでございます。

事実関係の整理でございます。2ページ目をご覧くださいと思います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者対象ということです。中段ですが、保険料の徴収方法は、特別徴収と普通徴収がございます。

特別徴収は、年金保険者に保険料を徴収させ、市町村に納入させる方法。いわゆる天引きというものでございます。

普通徴収は、市町村が納付義務者に納入の通知をすることによって納付義務者から直接徴収する方法。これは、市役所や役場の窓口に行き行って直接支払うですとか金融機関に行き行って納付するというものが普通徴収にあたります。

次に、特別徴収の対象となる年金です。対象となる年金、最初の○印です。国民年金、厚生年金、その他国家公務員ですとか地方公務員の共済組合から払われる年金が対象になります。

次の○印です。特別徴収をする年金は1種類であります。そして、対象となる年金が二つ以上ある場合は、介護保険法施行令に定める優先順位に従って1種類となるということが法律で定められております。

なぜ介護保険法なのかということになるのですけれども、これは後期医療者が払う保険料と介護保険料という、非常に質的に似ているものでありまして、ともに優先順位は同じものを使うということで、ある意味一体として管理しているという事情がございます。

最後の○印です。特別徴収の対象となるのは、年金の年額が18万円以上の年金に限りますということです。月額平均しますと1万5千円ということになります。これが一つの年

金で18万円以上であれば対象となりますけれども、年金の額が少ない場合、18万を切る場合は、特別徴収の対象外になるということです。そのような対象外の年金が優先順位で一番上にきてしまいますと、その方は、そもそも特別徴収ができないということになるというものであります。

では、どのような場合にそのような逆転現象が起きるのかということです。資料にはないのですが、優先順位の順番としましては、簡単にいいますと、国民年金、厚生年金、次に公務員関係の年金の順番になります。

ですので、例えば、公務員の方が公務員になる前に一般企業に勤められていて厚生年金を受給できるような条件にあるぐらい勤務をしていた。そのあとに公務員になりました。公務員になったら共済の方から年金が出ます。

額が、結果的には、公務員の方でもらう共済年金の方が大きいのですが、順番的には厚生年金の方が上にある。それが、年額18万円以下である場合は、公務員の共済年金から天引きすることはできない。そういった例があるということです。これは、二つ、三つの市役所、役場に聞いてみまして事例を聞きましたら、こうした逆転現象のパターンが一番多いということです。

同じように国民年金をずっと払っていて、途中で一般企業に就職して厚生年金の対象になった。でも、国民年金の方が優先順位は上で、そちらの方が額は少ない。そのような逆転現象があるとお話を伺ったところでございます。

こういったことを踏まえまして、1ページ戻っていただきます。中段に、提案検討をするにあたっての留意事項ということで整理しました。もちろんメリットもございます。最初の○印です。

被保険者にとっては、自分が天引きしてほしい年金を選べるということになれば利便性は向上します。逆に、市町村にとっても徴収事務の円滑化・効率化が図られます。確実に保険料が入ってくるということにつながってまいります。

その一方、懸念される点としまして四つ目の○印です。保険料の特別徴収につきましては、全国統一のシステムによって運用しております。その中で北海道のみがシステムを組み替えることが、果たしてできるのかという問題が考えられます。

次の○印です。介護保険料の特別徴収との兼ね合いです。先程も少し申し上げましたが、後期高齢者医療保険料を天引きする年金の優先順位、これは介護保険料の場合の年金の優先順位の規定を準用しているということで、基本的には同じ順番になります。そういった状況です。一体で管理しているということで、後期高齢者の医療保険料だけを順番を変えた場合、管理上支障が出てくるのかどうか。あくまで想像の域を超えないのですが、実態はわからないのですが、そういったことが懸念されます。

このような理由によりまして道州制特区提案というのは、大変厳しいのかなと判断いたしまして第1次整理ということで整理いたしました。

説明は、以上でございます。

(河西会長)

ありがとうございます。

道民にとっては、非常に利便性は高まるものの、費用対成果を考えると厳しいというよう  
なご結論です。ありがとうございました。

こちらに関していかがでしょうか。委員の皆様から何かご意見・ご質問があればよろしく  
お願いいたします。

岸本先生、お願いいたします。

(岸本委員)

基礎的な質問です。例えば、国民年金をもらっていて、そのあと職場が変わったりしたと  
いうことで厚生年金、あるいは公務員共済という形でもらっている。国民年金から出てくる  
のが、例えば、10万円である。特別徴収の対象にはならない。

ところが、公務員共済の方からもらっている。これが、例えば、15万円だとします。合  
わせて25万になる。でも、両方特別徴収にはならない。

ところが、国民年金で18万きっかりの人は、特別徴収を取られてしまうわけですね。

このような場合、不公平感、あるいは逆転現象がありますが、この場合、特別徴収ができ  
ないというだけで、普通の徴収というのはやっておられるわけですね。

合算したら18万以上なわけだから、取っているわけです。

それからするならば、不公平感というよりは、確実な徴収、事務の軽減というところがメ  
リットとして大きい。メリットだけを見れば、それがあるといようにご説明されたと理解  
してよろしいわけですね。

他方で、これは全国統一のシステムによって運用しているということから、北海道だけが  
ここをいじると混乱が生じるのではないかという懸念があるということです。

1点お伺いしたいのですが、後期高齢者医療制度の運用というものは、いわゆる地方自治  
法上自治事務化されているのは間違いないわけですね。ルールは、金銭の徴収に関わること  
だから基本的に統一している。

懸念されるのは、おそらく道外から道内に入ってきた、あるいは道内から道外へ出て行っ  
たという場合の混乱だと思うのです。このあたりは、大きくまずいということはあるのでし  
ょうか。

徴収の仕方が北海道ではこうなのだという形で道外から道内に来られたときに優先順  
位を選択してください、それを要求することで乗り切れるのか。それとも、一旦道内でや  
っていた人が、仮に道外に出て行ったときに大混乱、他の自治体に大迷惑をかけるような性  
質の懸念なのか。そこの部分を教えていただいて、検討のやり方によっては、1次整理やむ  
なしということも当然ありだと思いのです。

そのあたり、やってみなければわからないというところもあるのかもしれないですけれ

ども、懸念の大きさをどのようにお考えなのか、そこをお聞かせいただきたいです。

(事務局)

徴収すべき年金の方は、全国年金機構で全国一体でやっていますので、北海道の部分だけを切り離してシステムを構築する。例えば、どれから選んでもいいようにするというところで課題があるという理解をしています。

北海道にいる人が本州に行って混乱を生じるということではなくて、全国統一の年金機構のシステムの中で切り離すことの手間ということです。

北海道で独自に動いていいかというのは、かなり慎重さが求められるケースがあると思います。

(岸本委員)

システムが混乱してどうかというところで、さらに、しかも、主旨としては、手続きとしてはいいのですけれども、これが道民の方々にとってのマイナスになる危険性が懸念されるかと思うのです。

(事務局)

資料6-2の2ページに、全体のシステムの流れを図としてつけてあります。

こういったデータのやりとり、全体のシステムでチェックしてお金を取るというシステムなものですから、北海道の分だけ新たにやるというのは大変な負担になってくるのかなと思います。

(河西会長)

年金のシステムを構築するだけで、たぶん何百億、何千億ということになってくると思いますので、それを道が権限移譲とともに引き受けるというのは、現実的ではないかなと思います。

他の委員の皆様いかがですか。第1次整理ということでよろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、この案件に関しては第1次整理とさせていただきたいと思います。

次の案件説明をお願いいたします。

(事務局)

限度額適用・標準負担額減額認定証に係る被保険者からの申請不要というアイデアです。この認定証でございますけれども、この認定証がございましたら病院など窓口で支払う一部負担金の額が一定額までとなったり、入院時における食事や生活に要する費用が軽減されるという措置がございます。

この適用を受けるためには、市町村の窓口申請しなければなりません。そして、その際に認定証を発行してもらわなければなりません。

この認定証は、有効期間が一年間です。そして毎年申請が必要であるとアイデアには書かれています。

毎年市町村の窓口に出向いて申請するということになると、高齢者にとっては非常に負担になる。そこで窓口申請を不要にして別の方法で何らかの形で確認する方法はないでしょうかというアイデアがございます。

この認定証を受けられる要件ですけれども、2 ページ目の中段に、区分Ⅱというのと区分Ⅰというのがございます。

区分Ⅱというのは、世帯全員が住民税非課税であること。これが要件です。

区分Ⅰは、それにプラスしまして所得などの要件がございます。区分Ⅰの方が区分Ⅱに比べて、より軽減されるという中身になっております。

この申請の手続きは、市町村の窓口で行うということございまして、郵送を認めている市区町村もあるということで、この扱いにつきましては、法令上特に規定はございません。市区町村の判断に委ねられております。

ポイントになりますのが、2 ページの一番下の○印です。継続的に適用を受けるためには毎年更新が必要であると記載しております。実は、この扱いにつきましても法令上特に規定はございません。現実的に多くの市町村では、毎年更新申請を求めているということです。これも、いくつかの市町村に確認してみました。やはり住民税や所得に係るものですので、毎年異動する可能性がある。それと軽減措置を申請するという性格上、高齢者ではありますけれども、より厳密に審査する必要があるということで毎年審査を求めているというお話を伺いました。

ただし、一部の市町村では、2 ページの一番下のところですが、過去に申請があり引き続き対象となる者に自動的に交付している。このような扱いをしている市町村もございます。法令上特に規定されておられませんので、このような扱いもできることとなります。そうなりますと、このアイデアというのが既に現在対応可能だということになりますので、このアイデアにつきましては、1 次整理ということで整理をさせていただこうと考えております。

以上でございます。

(河西会長)

ありがとうございました。

特に国が権限を持っているわけではなく、市町村の権限であるということで道州制特区にはなじまないというようなことです。ありがとうございました。

今のご説明に关しましてご質問・ご意見があればよろしくお願いたします。

私から 1 点質問をさせていただきます。一部の市町村では、過去に申請があつて自動的に交付

をするところもあると書いてあるのですが、実際の運用では、やっていないところとやっているところ、やっているところはどこが違うのでしょうか。

(事務局)

ほとんどの市町村ではやっているように聞いたのですが、所得ですとか税金の状況、小さい町村になると全部確認できるのです。大きいところでも電算で確認できるのかもしれないのですが、その辺で確実にチェックが可能だという条件の基に自動継続という方式も可能となっているのかと思われま。

(河西会長)

ありがとうございました。

住民からすると、そうなるありがたいですけれども、なかなか規模の大きい自治体はできないかもしれないですね。ありがとうございました。

他に何かございますか。

(岸本委員)

これは、所得が低い被保険者云々というのは、減額特別措置があつて、市町村窓口申請云々というシステムそれ自体は、根拠となる法令は何という法律なのですか。

(事務局)

高齢者の医療の確保に関する法律。

(岸本委員)

いわゆる、後期高齢者医療制度を規定している法律なわけですね。

これは、認定証の自動継続は、既に一部の市町村で実施しているといつて、事実上所得などというものは電算処理で出てくるだろう。人口規模が小さければ、そういうものは、いちいち申請書が上がってこなくても申請が上がってくればいける。過去にやっているということであればどんどん自動更新をやっているということですが、一応申請書は出させているのですよね。

(事務局)

おそらく出させていると思いますけれども。

(岸本委員)

これがやぶへびにならなければいいけれども、申請がないのに勝手にやっているぞという形になると、逆に法令上問題があるかと思うのです。

その部分で、きちんと建前として窓口に来なくても申請があれば、チェックして問題がなければ郵送等でやりますということであれば問題はないと思いますし、それを実際に市町村が実務運営をやっているということであれば、別に法令上も問題はないと思います。

いずれにしても、ちゃんとしたものがなされているのであればということが前提ですけれども、確かに北海道が特区申請する対象から外したとしてもいけるという形で第 1 次整理というご提案で問題ないかと思うのですが。

(河西会長)

ありがとうございました。

岸本先生がまとめてくださいましたが、第 1 次整理ということによろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、今回三つの案件に関しまして全て第 1 次整理ということで、この審議全体を通して何かご意見・ご質問はありますでしょうか。

特にないようでしたら本件についてはこのようにさせていただきたいと思います。全て第 1 次整理ということにさせていただきます。

それでは、最後の議題、その他です。事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

事務局から、議事にはありませんけれども、今後の委員会の開催時期についてご説明させていただきます。

前回委員会では、今年度内にあと 2 回の委員会開催を予定している旨説明させていただきました。今日その 1 回目を開催させていただいたところです。

しかし、次回答申を見据えた審議スケジュールを再検討した結果、さらにもう 1 回の開催を行うこととしまして、先日 2 月の下旬なのですけれども、メールによりまして各委員の皆様にご連絡を申し上げたしだいでございます。

正式なご案内は、改めてさせていただきますけれども、今後の日程といたしまして、まず第 61 回の委員会を 3 月 12 日水曜日午後 3 時から 5 時までを予定いたしまして、第 62 回の委員会を 3 月 28 日金曜日、同じく午後 3 時から 5 時に第 2 水産ビルにおいて開催させていただきたいと考えております。よろしく願い申し上げます。

以上です。

(河西会長)

ありがとうございました。

ただ今、事務局から説明がありましたが、私からも補足をさせていただきます。

今期の委員会が昨年 11 月にスタートしましたが、前期の委員会から一定の本数、これまでの経緯を踏まえると最少でも 4 本ですけれども、提案項目をとりまとめて知事に答申を

してもらいたいというような引継ぎを受けました。

それに向けて11月から審議を進めてきたところです。

しかし、昨年末に国から都道府県等へ48事項の事務・権限を法定移譲することが閣議決定されたことで、商工会議所法のように本来ならばこの委員会で審議をして答申すると予定した答申が答申できなくなってしまったということがあります。現時点では、答申の可能性のあるものが3項目に留まっているというような状況です。

本来ならば、さらなる答申項目のとりまとめに向けて新たなアイデア等の審議を続けていくべきかとは思いますが、直近でも、平成23年10月の第5回特区提案から既に2年半を過ぎて、この間何も提案できていないということに対していかなものかということ。

また、今後、国から都道府県等へ法定移譲の動きが本格化していく中で道の各部局においても国から事務・権限の移譲を受けることに力が注がれ、当面の間、特区提案への対応がさらに難しくなるのではないかと考えられることなどから、今回、答申案本数は、3本と少ないものの、今年度末の区切りのよいところで一度知事に答申をしていきたいというのが会長である私の意向、そして事務局との間での調整の結果ということになっております。

答申を知事に行ったあと、道では、それを持って、最速では6月の会議に提案し、議決を得られれば、7月に国へ第6回目の提案を行ってもらった方がよいのではないかと思います。

そのために今年度内、3月にあと2回の委員会の開催が必要ということになり、先程事務局から説明のあった開催日程をお示ししたということです。

なお、その3項目というのは、第三種旅行業法、そして今回答申案を審議しました建築基準法、そして次回整理案を示していただく栄養士・管理栄養士の3項目でございます。それらの3項目を今年度の答申に向けて本委員会で審議を進めていくことについて意識共有をするために今回お話をさせていただきました。

年度末で大変お忙しい中、2回の委員会をやるということに関して大変申し訳なく思っております。ただ、このような状況なのでご理解を賜ればと思います。

今後の審議予定に関してご意見・ご質問はありますでしょうか。

太田委員が以前おっしゃっていたように、とにかくスピードを上げてやっていかないと、せっかくの道民アイデアがいつの間にか国から権限が下ろされていて埋もれてしまうということにしないためにも、是非ともご協力をお願いしたいと思います。

それでは、ご意見・ご質問がなければ各委員宛に改めて正式な開催通知をされるようお願いいたします。

再度、委員の皆様には年度末の大変ご多忙の中、誠に恐縮をいたしますが、ご出席のほどよろしくようお願いいたします。

それでは、本日の議事は全て終了いたしました。時間が15分ほど超過してしまって申し訳ございません。委員の皆様、大変お疲れ様でした。

ありがとうございました。